

令和7年度 スタートアップ成長支援ファンド事業 公募説明資料



Kitakyushu
SDGs Start up
Ecosystem
Consortium

北九州市
スタートアップ推進課

新興・スタートアップ企業
出現率日本一のまち

スタートアップ成長支援ファンド事業について

背景

スタートアップは、担保となるような資産を有しておらず、経営が安定しないことが多いことから、金融機関から融資を受けることが難しいため、ファンドやベンチャーキャピタル等からの出資（株式投資）が、重要な資金調達手段

北九州市産業振興未来戦略 令和6年3月

- ☑ 「市内企業、大学、ベンチャーキャピタル等と連携した、市内スタートアップの創出、成長支援（資金支援、伴走支援）の強化」に取り組む
- ☑ K P I : スタートアップの資金調達額 100億円（令和9年度まで）



スタートアップ成長支援ファンド事業

北九州市が有限責任組合員としてファンドへ出資

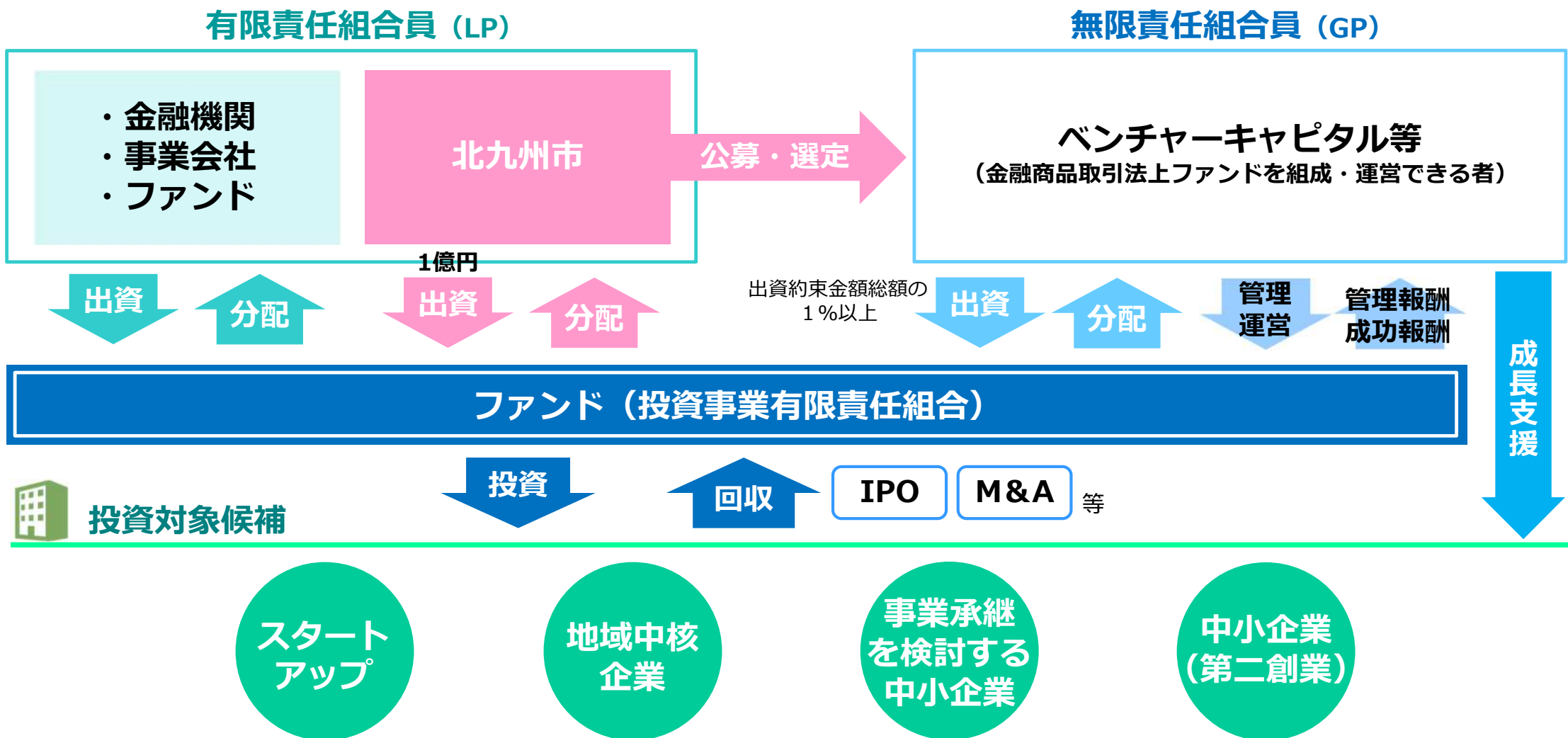
- ☑ 有望な市内スタートアップの資金調達を支援（無限責任組合員が目利きして投資）
- ☑ 無限責任組合員と連携したハンズオン支援



目的

未来の地域経済を牽引し、課題解決の担い手となる市内スタートアップを創出

北九州市が出資するファンドスキーム



北九州市からの出資金額相当分以上の額（GPへの管理報酬を除く）を、市内スタートアップ等に投資する（GP公募時の応募要件）

応募資格

No.	要 件	備 考
1	金融商品取引法において、自らが無限責任組合員となり、本ファンドを組成し運営を行うことができる法人又は有限責任事業組合であること	金融商品取引法第2条第2項第5号に規定する有価証券を扱う主体であること
2	北九州市内に事務所を有していること ※応募時点で当該要件を満たしていない場合は、本市と投資事業有限責任組合契約を締結するまでに当該要件を満たすこと	登記の有無は問わないが、少なくとも市内のコワーキングスペースの利用契約をしていること
3	投資事業有限責任組合の無限責任組合員として業務を執行している者若しくは業務執行の実績を有する者（①）、又はスタートアップへの投資実績を有している者（②） なお、それらの者が設立する法人等（③）を含む	①過去又は現在においてファンド運営（G P）の実績を有する者 ②ベンチャーキャピタル ③G P又はベンチャーキャピタルで投資実績を有する者が設立する別法人
4	北九州市税その他公租公課の未申告又は滞納がないこと	納税証明書の提出が必要
5	破産法に規定する破産者で復権を得ない者でないこと	—
6	会社更生法に基づく更生手続開始の申立て、又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと	—
7	過去2年以内に銀行取引停止処分を受けていないこと	—
8	債務不履行により、所有する資産に対し、仮差押命令、差押命令、保全差押又は競売手続の開始決定がなされていないこと	—
9	暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条に掲げる暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う団体等ではないこと	—

ファンドの要件 (主なもの)

基本スキーム

- ① 投資事業有限責任組合契約に関する法律に基づく投資事業有限責任組合であること
- ② 全組合員の出資約束金額の総額（ファンドサイズ）は、応募時点で少なくとも5億円以上となることが見込まれており、かつ10億円以上を目標としていること
- ③ 有限責任組合員については、民間事業法人、金融機関及び公的な中小企業支援機関等であること
- ④ 契約書は、「投資事業有限責任組合契約（例）及びその解説」（平成30年3月 経済産業省）を参考にする

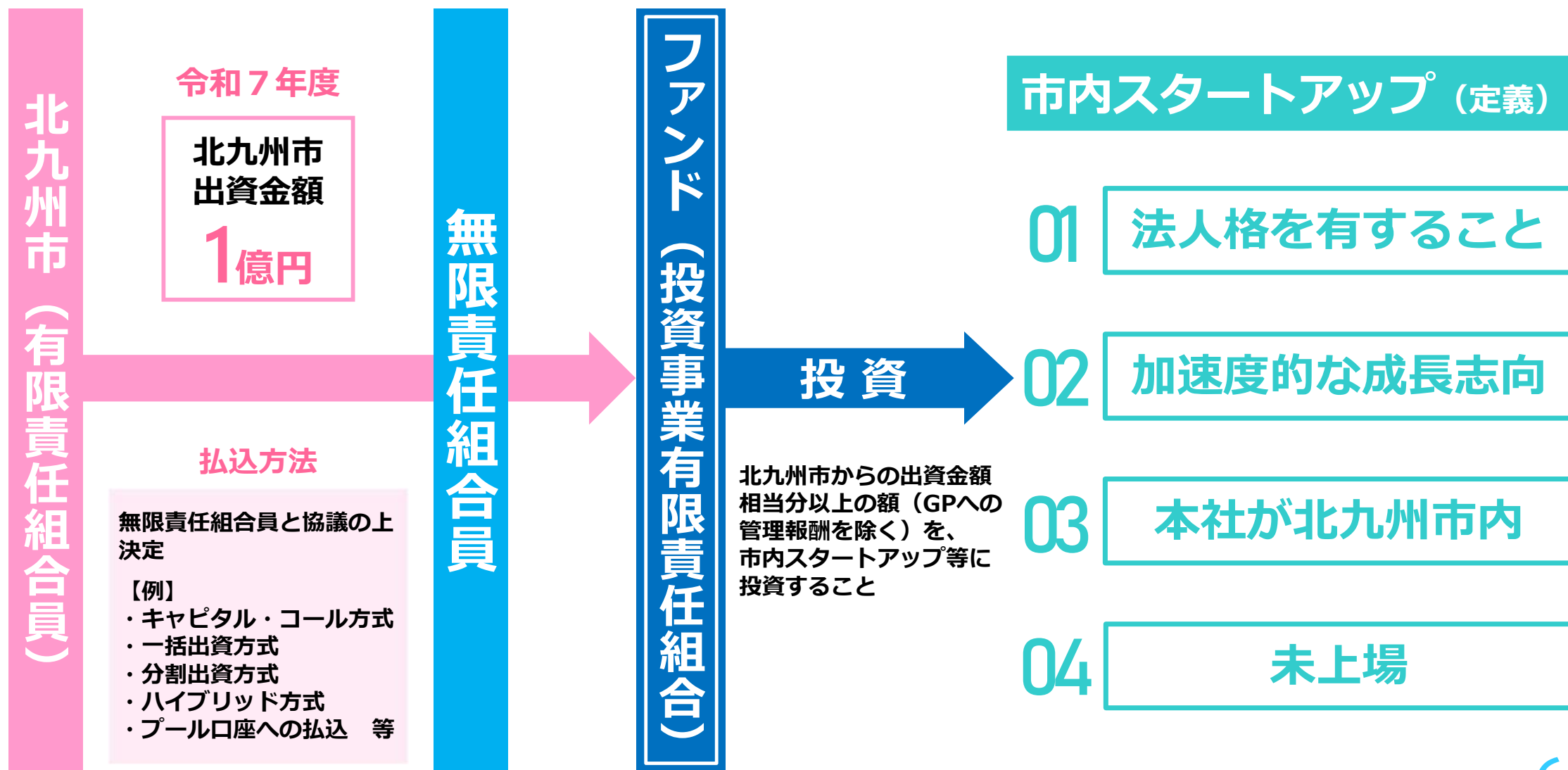
組成時期・ 存続期間等

- ① 本市から本ファンドへの出資が、令和8年3月31日までに完了できることを踏まえた時期に組成すること。又は、既に組成している場合は、前述の期間内に本市からの出資を完了できること
- ② 本ファンドの存続期間は10年間以上とする
ただし、組合員間の合意の上で、この存続期間を延長又は短縮することも可能とする
- ③ 本ファンドの投資期間（新規投資を決定又は実行できる期間）は5年間とする
ただし、組合員間の合意の上で、この投資期間を延長又は短縮することも可能とする

分配金・ 余剰資金

- ① 投資回収金は適宜、有限責任組合員に分配すること
- ② 定期的に、追加投資及び管理報酬その他の費用として使用する予定のない余剰資金を見積り、余剰資金は有限責任組合員に返還すること
投資期間の終了後、投資総額が組合契約に定める水準を超えない場合には、組合員間の合意の上で、当該投資総額、当該事業年度末までの新規投資予定額（投資実行及び投資金額が決定している案件に係るものに限る）、追加投資予定額及び管理報酬その他の費用の合計金額まで、出資約束金額を引き下げることができるものとする
出資約束金額を引き下げた場合、無限責任組合員は、その引き下げの修正までの間に組合員から支払われた管理報酬額のうち、半期ごとに計算した修正差額を組合員へ返還することを基本とする
なお、投資期間終了後における追加投資は、組合員間の合意の上で、行えるものとする
- ③ 本市は、出資約束金額の支払い並びに本ファンド及び無限責任組合員から受ける分配金等の支払いに関し、原則として、自らが定めた規則に従い会計処理を行う

北九州市の出資金額・払込方法・投資方針



報告義務

No.	要 件
1	無限責任組合員は、有限責任組合員に対し、組合の資産状況及び以下に掲げる事項等を記載したレポートを、少なくとも半期ごとに提出すること。 また、前述のレポートとは別に、①については投資実行の翌月末まで、②については発生後遅滞なく、④については処分収入を得た翌月末までに、事実の発生に応じた報告を行うものとする。 ① 投資実行した場合の投資先企業の概要及び投資額等 ② 投資先企業に発生した、次に掲げる重要な事実の内容等 ア 投資時点で予定されていなかった、合併、株式交換、株式移転、会社分割、事業譲渡、事業の休止又は廃止、破産、会社更生若しくは民事再生の手続開始申立等 イ 上場承認 ③ 投資先企業に対するハズオン支援の内容 ④ 売却・償還等による処分収入を得た場合の当該投資先企業の概要及び売却額等
2	無限責任組合員は、有限責任組合員から要請があった場合に、有限責任組合員に対し、投資活動に関する情報の開示を行うものとする。
3	無限責任組合員は、有限責任組合員に対して、投資先企業の1年ごとの収支及び雇用その他の経営状況等を報告する運用報告会を、年1回以上開催すること。
4	無限責任組合員は、年1回又は本市からの求めに応じて、投資先企業が本市の産業振興に貢献した内容（本市での新規雇用者数、本市への拠点設置等）を取りまとめ、本市へ報告すること。

北九州市の関与

No.	要 件
1	無限責任組合員が開催する本ファンドの運営に係る投資委員会に対し、 本市は、本市職員の中からオブザーバーを選任して出席させることができる
2	本市は、外部専門家を活用しながら、無限責任組合員に対し、投資先企業の経営状況及び 組合の運営状況の把握を行うなどのモニタリングを実施するとともに、 意見交換を行うことができる
3	本市は、無限責任組合員の財務内容等の経営状況及びコンプライアンス体制について、 必要に応じ報告を求めることができる
4	本市は、無限責任組合員に対し、投資先候補に係る情報提供を行うことができる
5	本ファンドに係る募集活動、投資活動及びその他本ファンドの運営は、 全て無限責任組合員の責任において行われ、本市は一切責任を負わない

公募スケジュール

内 容	日程・期限	提出書類等
公募開始	4月7日（月）～	
説明会参加申込期限 （参加希望者→スタートアップ推進課）	4月10日（木） 17:00必着	説明会参加申込書（別紙1）※課メールアドレスあて ※不参加でも公募に応募可
説明会	4月11日（金） 15:00～16:00 ※予定	オンライン開催（Zoom）
質問書提出期限 （質問者→スタートアップ推進課）	4月25日（金） 17:00必着	質問書（別紙2） ※課メールアドレスあて
質問書回答 （スタートアップ推進課→質問者等）	4月30日（水）	本市ホームページで公開
参加意向書提出期限 （応募者→スタートアップ推進課）	5月12日（月） 17:00必着	参加意向書（別紙3） ※課メールアドレスあて ※提出しない場合は応募不可
応募書類提出期限 （応募者→スタートアップ推進課）	5月16日（金） 17:00必着	募集要項のとおり ※原本（郵送or持参）+PDFデータ（課メールアドレスあて） ※提出しない場合は辞退とみなす
プレゼンテーション審査 （現地参加 又は オンライン参加 を選択）	5月22日（木） 13:00～18:00 ※予定	・会場：COMPASS小倉 ・説明：15分+質疑：15分（予定）
審査結果の公表（採択候補者の特定）	6月上旬 ※予定	・本市ホームページで公開 ・通知の送付

応募様式への記載内容・審査における評価内容

No.	項 目	記載内容・評価内容	配点
1	提案者（GP）の概要	(1) 提案者概要（経営理念、沿革、特徴、株主構成等） (2) 直近3期の決算状況と今期の見込み ※設立後3期を経過していない場合は、全期間の決算状況 (3) 組織体制（役職員の推移等を含む） (4) 経営者及び役員の経歴 ※本ファンドへの関与の度合いについても記載	10点
2	過去に組成・運用したファンドの実績	(1) 過去に組成・運用したスタートアップ向けファンドの運用実績 (2) 過去の投資案件における主なハンズオン支援の内容及び主な投資先のパフォーマンス (3) スタートアップに係る業務のノウハウ、専門知識及びその他アピールできる能力 ※ 初めてGPとして組成・運用する場合、ハンズオンメンバーが、過去に他のGPとして携わった実績を記載	20点
3	本ファンドの運用方針	(1) 投資環境に対する現状分析 (2) 現時点での投資先候補案件概要 ※ 市内スタートアップの投資先候補は必ず記載 (3) 本ファンドの組成条件 (4) 無限責任組合員の出資額 (5) 有限責任組合員の構成、出資額及び出資確度（予定を含む） ※応募時点で少なくとも5億円以上となることが見込まれる根拠も記載 (6) 利益相反への対処 (7) コンプライアンス（反社会的勢力の排除等）への対処 (8) 連携促進支援（投資先企業が、他のファンドや大学・研究機関・大企業等と連携するための支援方法）	30点
4	本ファンドの運用体制	(1) ファンド運用にあたる担当者数と役割分担（専任者及び専任者に準ずる者等） (2) 全担当者の経歴（ファンド業務経験の詳細情報） (3) 発掘から投資決定に至るプロセス等 (4) 管理体制（投資報告・会計報告方針等）	10点
5	北九州市に対する理解・連携等	(1) 本市の特徴・課題に対する理解（スタートアップが事業活動を行う場としての本市の特徴・課題に対する認識） (2) 本市のスタートアップ支援施策との連携（本ファンドや付随する取組との連携方法） (3) 市外企業に投資した場合、その市外企業の本市への関与（本市への誘致・事業活動等を促進する取組を記載）	30点

その他

投資事業等

本ファンドは、投資事業有限責任組合契約に関する法律第3条第1項各号に規定する事業を営むこと

投資先企業の育成

- ・無限責任組合員は、投資後における投資先企業の業況や事業の進捗状況等を継続的に把握するとともに、経営及び技術等に関するハンズオン支援を行うものとする
- ・特に、投資先市内スタートアップ等については、本市との連携を密にしたハンズオン支援に努めること

GPの出資額

無限責任組合員は、出資約束金額総額の1%以上を自ら出資すること

採択者数

- ・採択者数は若干数とし、応募内容によっては複数の者を採択する場合がある（その場合は出資金額を分割する）
- ・この場合、各者と本市で出資条件等を調整した上で協議が整えば、複数の者それぞれと投資事業有限責任組合契約を締結する

公募の 変更・中止

- ・本市は、本要項に定めるスケジュールや手続について、自らの裁量において予告なく変更又は中止することができる
- ・なお、本市は、上記の変更又は中止によって生じるいかなる損害、損失又は費用に対し、一切の責任を負わない